



最近は風が強くていつにも増して寒く感じる日の多いことと存じます。これから花粉シーズンに入りますが健やかにお過ごしください。
ネット調べですが、ヨーグルト（乳酸菌）やお茶（カテキン）、ルイボスティー（ポリフェノール）などが対策によいそうです。

～ 個人の確定申告 ～

2月に入り、所得税や贈与税の確定申告の時期となりました。毎年申告されている方、今回初めて申告される方、将来行うかもしれない方へもご参考に、ご案内できたらと思います。

◆所得税の確定申告が必要な方（下記のいずれかに当てはまる方。）

- ・給与の年間収入額面が2,000万円を超える方 ※手取り金額ではなく、額面になります。
- ・給与以外の所得の合計額が20万円を超える方
- ・医療費控除、ふるさと納税、住宅ローン控除（2年目以降は年末調整でも可。）などの控除の適用を受ける方
- ・株の売買での損失額を来年以降に繰越したい方
- ・不動産を売却されて利益が出た方
- ・年の途中で退職して再就職していない場合など、申告義務はないですが還付申告を行いたい方



◆下記ものは収入として認識されますので、申告漏れにご注意ください

- ・フリマアプリ、ネットオークション、ネット通販、カーシェアリング、自宅等の時間貸しなどの収入
（自家用車を中古車販売業者に売却された場合など、生活に必要な動産の譲渡は対象外です。）
- ・太陽光発電設備による売電収入がある方
（太陽光発電設備を家庭用として使用して、余剰電力を売却しているような場合が該当します。）
- ・ビットコインをはじめとする暗号資産の売却や使用することにより生じる利益
- ・競馬、競輪、オートレース、ボートレースの払戻金
- ・生命保険や損害保険の一時金、満期返戻金
- ・金地金の売却収入
- ・外国為替証拠金取引(FX)による収入

20万円以下で申告が不要な場合もありますが、20万円以下でも医療費控除を受けるために確定申告する場合は申告が必要になりますのでご注意ください。

★贈与税の確定申告が必要な方

【暦年課税】

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額が基礎控除額（110万円）を超える方

【相続時精算課税】

特定の方からの贈与について相続時精算課税を選択した場合で、特定の方から1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額が基礎控除額（110万円）を超える方

★住宅取得等資金贈与の非課税を適用する方 ※

★夫婦間で居住用不動産の贈与をして、配偶者控除（最高2,000万円）を適用する方 ※

※納付税額が発生しないときでも申告が必要ですのでご注意ください。

などなど...

2024年分（令和6年分）の確定申告期間等は下記の通りでございます。

税目	確定申告期間	納付期限	振替納税日
所得税等	2月16日（日）～3月17日（月）	3月17日（月）	4月23日（水）
個人事業者の消費税	1月1日（水）～3月31日（月）	3月31日（月）	4月30日（水）
贈与税	2月1日（土）～3月17日（月）	3月17日（月）	

～ 贈与税の暦年課税と相続時精算課税 ～

贈与税は、暦年課税と相続時精算課税の2種類の課税体系があり、相続時精算課税を選択しない限りは暦年課税になります。

相続時精算課税を選択できるのは、原則 60 歳以上の父母または祖父母などから、18 歳以上の子または孫などに対して財産を贈与した場合で、親族間でも限られた関係でのみ選択ができるものになっています。

相続時精算課税を選択すると①贈与を受けた時、②相続を受けた時にどのような違いがあるのかを見てみたいと思います。

ここからは、暦年課税⇒暦年贈与、相続時精算課税⇒精算贈与と読み替えて記載いたします。

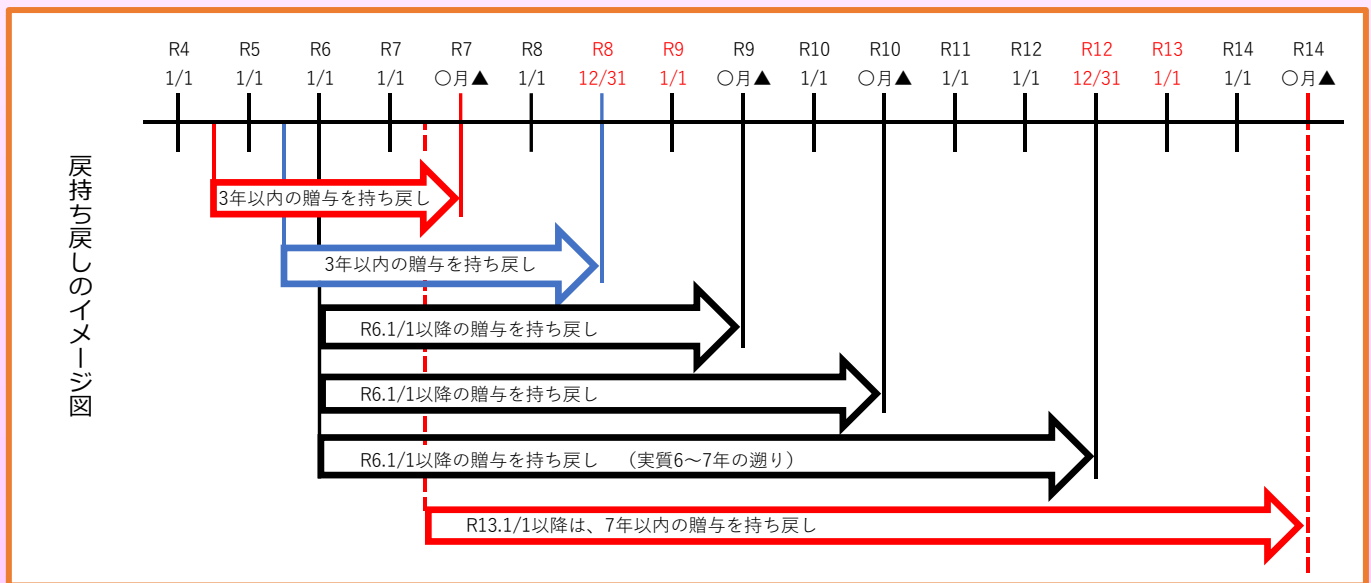
① 贈与を受けた時 特別控除の有無、税率が異なります。

	基礎控除額	特別控除額	税率
暦年贈与	110 万円		金額等に応じて 10%～55%
精算贈与	110 万円	2,500 万円	一律で 20%

② 相続を受けた時 相続税の計算に含める（持ち戻す）期間、金額が異なります。

	相続財産に持ち戻す期間	持ち戻す財産の金額
暦年贈与	相続の 7 年前 ※1	財産の金額
精算贈与	精算贈与で受けた全期間	財産の金額から、各年 110 万円を差引いた金額 ※2

※1 暦年贈与では、相続を受けた時に財産を持ち戻す期間が直近 3 年まででしたが、令和 5 年の改正で段階的に持ち戻す期間が延ばされ、最終的には直近 7 年前まで持ち戻すこととなりました。（相続の発生が令和 8 年 12 月 31 日までは 3 年以内の贈与、令和 9 年～令和 12 年 12 月 31 日までは令和 6 年 1 月 1 日以降の贈与、令和 13 年 1 月 1 日以降は 7 年以内の贈与が持ち戻す対象になります。）



※2 令和 5 年の改正で、令和 6 年 1 月 1 日以降の精算贈与については、相続時に持ち戻す財産の金額は基礎控除の 110 万円を差し引けることとなりました。

特別控除や、持ち戻する財産額から 110 万円が差し引かれる一方で、精算贈与の財産は選択後の全期間が持ち戻し対象になりますので精算課税を選択できる方は、暦年贈与のままがよいのか、精算贈与がよいのか悩ましいところですね。



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ ukz@uk-g.co.jp 🌐 http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。